

**国際協力銀行環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱  
情報公開への対応**

2002年10月31日、メコン・ウォッチ 松本 悟

◆情報公開の原則は、海外経済協力業務も国際金融等業務も同じ基準にすべきであるが、パブリックコンサルテーションフォーラム（PCF）を通じて、企業の出席者から、早期での情報公開は、濫用された場合等に競争にさらされている企業が不当な損失を被る恐れがあるとの強い懸念が出されてきた。10月25日のPCFでも複数の発言者があった通り、濫用の恐れがある段階での情報公開については、OOFとODAを別にするとも考えうる。なお、ODAについては、世界銀行等国際金融機関に準ずるべきである。対応を考えるため、公開対象となる文書等とODA/OOFで異なるであろう点を表にまとめた。

公開対象となる文書等	公開時期と内容	
	ODA	OOF
受理された申立書	手続開始決定後速やかに	予備調査通過後速やかに
異議申立手続開始の決定	申立書と共に速やかに	プロジェクト名と受理の事実のみ速やかに
手続留保の決定と理由	速やかに	法人情報を除いて速やかに
申立却下の事実と理由	速やかに	法人情報を除いて速やかに
申立却下に対する申立者の意見	速やかに	法人情報を除いて速やかに
環境担当審査役の報告書	速やかに	速やかに
審査役の報告書に対する当事者の意見	速やかに	速やかに
審査役の報告書に対する投融資部署の意見	速やかに	速やかに
審査役の報告書等を受けた総裁の指示	速やかに	速やかに
総裁の指示に対する投融資部署の実施状況	速やかに	速やかに
フォローアップにおける審査役の意見	速やかに	速やかに

このように整理してみると、結局、予備調査を通過したもの、すなわち環境社会被害が起きている、もしくは、その恐れがある場合で、環境社会配慮ガイドラインの不遵守との関係が指摘されており、更に、濫用のためにこの制度を使っていないことが明らかになった段階以降は、ODAとOOFは同じ基準で情報公開すべきであることがわかる。したがって、予備調査で適確とされるまでは、プロジェクト名と各段階での審査役の決定とその理由を法人情報に配慮して公開するだけで、申立内容そのものを公開しなければ、企業が不当な被害を受けることはないと考えられる。また、申立者とプロジェクト実施主体に対しては、これらの情報が公開されることを事前に通知しておく必要がある。